

大阪府・市の RFC および今後の実施方針、事業者選定、実施協定等に関する提言

以下の提言を提出いたしますので、今後の進め方に反映いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

令和元年 6 月

一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構

1 宿泊施設（コンセプト募集要項 8 ページ d.）

（提言内容）

コンセプト募集要項 8 ページ d. (a) および (b) の趣旨に賛同します。さらに具体的に、

- (a) 高級和風旅館を含む、複数の宿泊施設を擁するとの要件を明記すること、
 - (b) IR 区域の西側に、いわゆるハイローラーという意味ではなく、ハイエンドな客だけが立ち入ることができる（例：方法としてドレスコード等）専用の宿泊施設、レストラン、ショップ等の IR 整備法第 2 条第 1 項第 6 号施設およびカジノ施設の区画を整備・運営することが望ましいこと、
- を申し添えます。

（提言内容の説明、参考資料）

- ・「1-7 宿泊施設は、施行令の「利用者の需要の高度化及び多様化」対応が重要である。従って、客室・スイートルームの最小面積とスイートルームの割合が大きいものであることはもちろん、複数のホテルと旅館が必要である。」（本年 2 月の国、主要地方自治体に対する日本観光・IR 事業研究機構の意見）
- ・IR 候補地の東側はコンテナヤード側ですが、西側は淡路島、明石海峡等に面し、ハイエンドなエリアにできます。IR 区域全体を単調なモノクラスにするのではなく、ハイクラス、マストゥーリズム等の差異をつけるべきだと考えます。

2 中核施設以外の施設（コンセプト募集要項 8 ページ (3) a. (a)）

（提言内容）

「アイコンニックなデザインの建築物等」に賛同します。法 2 条 1 項 1 号から 5 号の中核施設（例えばホテルまたは MICE 施設）または 6 号の中核施設以外の施設が「アイコンニックなデザインの建築物等」であることが望ましいと考えます。

（提言内容の説明、参考資料等）

「1-3 他の国にある IR 等の建造物と同様のものは避け、独創性がある特定複合観光施設区域のシンボルとして国際的に有名になるような施設が望ましい。」（本年 2 月の国、主要地方自治体に対する日本観光・IR 事業研究機構の意見）

3 渋滞対策及び交通マネジメント（コンセプト募集要項 9 ページ (4) b.）

（提言内容）

IR 事業者が「IR 施設周辺道路の渋滞対策及び交通マネジメント」に協力すべきであることは当然ですが、「周辺道路」についての対策・措置は一義的には都市側の責任であることに留意していただきたいと思

います。

(提言内容の説明、参考資料等)

「3-1 特定複合観光施設区域内外の公的インフラは、本来の整備主体である公的機関が積極的に整備すべきであり、IR の設置運営事業者に過度の負担を求めて特定複合観光施設への投資額が減少することがないようにすべきである。

(註) 特定複合観光施設区域整備法第 3 条、第 4 条は、それぞれ、国、地方公共団体の責務として、インフラ整備を含む施策の策定・実施を規定している。また、同法第 231 条、第 232 条は、それぞれ、国、地方公共団体が設置運営事業者から徴収する納付金の使途として、上記の責務達成のための施策を規定している。」(本年 2 月の国、主要地方自治体に対する日本観光・IR 事業研究機構の意見)

・夢洲の北側のアクセス交通については、もう一本の橋またはトンネルがなければ著しい渋滞に陥ることを多くの人が心配しています。

4 リスク分担、事業継続困難時の措置等 (コンセプト募集要項 11 ページ 12.)

(提言内容)

「リスク分担、事業継続困難時の措置等」についての「実施方針及び RFP」並びに「大阪府・市が想定する基本的な考え方」においては、以下の意見を取入れていただくようお願いします。

「3-2 地域整備計画の最初の認定から 10 年を経た後の 5 年毎の更新は、設置運営事業者側の責に帰すべき事由がある場合を除き、円滑に行われる必要がある。特に、専ら IR の立地する地方公共団体側の事情によってこの更新ができないことが懸念される場合には、投資の規模が大幅に減少するおそれがある。従って、こうしたリスクを避け、大規模な投資ができるようにするためのセーフティーネットが必要である。

(例) 特定複合観光施設整備法第 13 条(実施協定) 第 1 項第 6 号の「有効期間」を長期のものとし、同項第 2 号の「設置運営事業等の継続が困難となった場合における措置」に関し、「継続が困難となった要因に応じた負担関係を明記する」一環としてこのセーフティーネット(例えば補償等)を規定する。」(本年 2 月の国、主要地方自治体に対する日本観光・IR 事業研究機構の意見)

5 インフラ整備費用 (コンセプト募集要項 12 ページ (3))

(提言内容)

インフラ整備費用の一部を設置運営事業者に過度に負担させることについては、以下の理由から反対です。

「3-1 特定複合観光施設区域内外の公的インフラは、本来の整備主体である公的機関が積極的に整備すべきであり、IR の設置運営事業者に過度の負担を求めて特定複合観光施設への投資額が減少することがないようにすべきである。

(註) 特定複合観光施設区域整備法第 3 条、第 4 条は、それぞれ、国、地方公共団体の責務として、インフラ整備を含む施策の策定・実施を規定している。また、同法第 231 条、第 232 条は、それぞれ、国、地方公共団体が設置運営事業者から徴収する納付金の使途として、上記の責務達成のため

の施策を規定している。」（本年2月の国、主要地方自治体に対する日本観光・IR事業研究機構の意見）

6 事業スケジュール（コンセプト募集要項12ページ15.）

（提言内容）

RFC提案者との対話においては、都市側の諸手続（都市計画、環境アセスメント、建築諸規制等）とインフラ、ユーティリティ等の整備のスケジュールを府・市が十分説明しながら、本音ベースで事業者のスケジュールの見通しを聞き、常識的で実行可能なスケジュールとなることを切に要望いたします。

（提言内容の説明、参考資料等）

2024年度全面開業はとても難しいというのが実務を知る関係者の見方です。

（国もそう考えていると理解しています。なお、IR整備法第17条第2項は、フェーズⅡとして第2条第1項第1号から第5号までの施設（「中核施設」）（及び第6号の施設）（並びにカジノ施設）の整備をコミットすることを前提に、フェーズⅠとして整備された中核施設（及び第6号の施設）とこれらの延床面積の3%以下の面積のカジノが同時にまず開業することを妨げないことについて、引続き国の確認を求めます。）

7 応募企業又は応募グループ及び協力企業（コンセプト募集要項16ページ）

（提言内容）

競争の公平性確保の観点に留意しつつも、日本企業の参加機会確保の観点から、ある応募グループの構成員であるカジノ事業者以外の企業が、他の応募企業または応募グループの協力企業になることを禁じるべきではないと考えます。

さらに、ある応募グループに資本参加を予定するカジノ事業者以外の企業が他の応募グループに資本参加することも、積極的に禁じる理由はないと思われまます。

また、「協力企業：本事業に関し、業務の委託又は請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）」との定義（コンセプト募集要項16ページ*2）は、漠然として広すぎるので、IR整備法第93、95、99条等の規定との関係で、また、これらの規定が適用されない業務との関係で、協力企業の対象を絞り込み、もっと厳密に定義する必要があります。

（提言内容の説明、参考資料等）

・「協力企業が複数の応募企業又は応募グループの協力企業になることが可能」（2019年5月17日公表の「参加登録質問に対する回答」No.8）であることは当然ですが、IRの業務のレベル向上のためには、例えば、X応募グループについて資本参加するとともに宿泊施設を運営しようとする企業である一流企業Aが、Y応募グループについて協力企業としてYの宿泊施設を運営しようとすることを禁じる理由はないと思います。

・一部IR企業の中にはいわば排除の論理を志向する企業もありますが、これはあくまでも企業間の方針の問題であり、行政の手続きが排除を強要するべきではないと考えます。

・「2 特定複合観光施設における実態・ニーズに対応した業務提供を可能にすること

各施設におけるサービス提供業務は、IR事業者が直営で行うよりも優れたサービス提供者が行う方がよいケースも少なくない。従って、カジノ業務には非常に厳しい規制が必要である一方、各施設に

おける非カジノ業務については、IR 施設の一体的運営の要件に留意しつつも、委託、再委託、賃貸等について過度の規制をかけないで、多様で良質なサービス提供ができるようにすべきである。」(本年 2 月の国、主要地方自治体に対する日本観光・IR 事業研究機構の意見)

8 RFP 時点以降の協力企業（「参加登録質問に対する回答」No. 7）

(提言内容)

「RFC 時に協力企業になっていない事業者が、本事業の業務に関して委託又は請負等を受けることは可能」(2019 年 5 月 17 日公表の「参加登録質問に対する回答」No. 7) なのは、当然ですが、RFP 時点以降についても同様とすべきです。つまり、RFP で記載する協力企業は、あくまでも indicative list であり、exhaustive list とすべきではありません。

(提言内容の説明、参考資料等)

・協力企業がかかわる業務は複雑多岐にわたり、その企業規模の小さいものも含まれると予想されます。これらすべてを RFP に網羅できるわけではありません。極端に言えば、開業直前に委託、請負等が決まるケースもあるでしょう。

9 事業者の選定（コンセプト募集要項 22 ページ 5.）

(提言内容)

事業者の権利や利益を著しく害する等の合理的な理由がない限り、その名称、内容等を非公開にすることは適切ではないと考えます。

選定された設置運営事業者についての不慮の事態によるリスクを避けるため、バックアップ事業者も同時に選定することを提案いたします。

10 IR 施設に多大な影響のある府・市関係の施設の扱い

(提言内容)

MICE 施設の規模、マーケティング等を企画するに当たり、近郊のインテックス大阪を府・市が今後どうするかは、多大な影響を与えます。また、報道されている大阪メトロの新駅の大規模な複合施設の建設構想も IR 施設全体の規模、内容等の企画に影響する可能性が高いものです。従って、府・市が早期にこうした施設の今後の扱いの方針をお示しいただくよう要望します。